

農業分野における排出量取引制度： ニュージーランドにおける制度設計

食料・環境領域研究員 澤内 大輔

1 はじめに

ニュージーランドでは、温室効果ガス（GHG）排出量削減のために、2008年よりGHGの排出量取引制度（NZ ETS：New Zealand Emissions Trading Scheme）が開始された。NZ ETSの特徴の一つに、メタンや一酸化二窒素といった農業分野からのGHG排出も対象とした制度である点があげられます。本報告では、文献調査およびニュージーランド農林省などへのインタビュー調査をもとに、NZ ETSにおける農業分野由来GHGの取り扱い概要、制度設計の経緯、制度実施による影響などについて報告しました。

2 ニュージーランド排出量取引制度の概要

2002年11月、ニュージーランド政府による地球温暖化対策の取組を規定したClimate Change Response Act（CCRA2002）が成立しました。その後、CCRA2002の修正を繰り返し、2008年9月からNZ ETSが導入されています。NZ ETSはキャップ・アンド・トレード型の排出量取引であり、対象となった企業は、自社のGHG排出量を算定・報告し、それと同等量の排出枠（NZU）を政府に提出することが義務づけられます。NZUは政府が発行しており、有償（1NZUあたりNZ\$25）で配分するほか、一部産業に対しては無償で配分されます。

NZ ETSは、京都議定書に定められているすべてのGHG排出／吸収源からのすべてのGHGを対象とした排出量取引制度です。とはいえ、制度の実施は、段階的に対象範囲を広げていく方式をとっており、農業分野由来のGHGについては2015年1月から本格的にNZ ETSに組み込まれることになっています。

3 農業分野由来GHGの取り扱い

ニュージーランドでは、農林業における温暖化緩和策として、排出量取引制度以外にも、環境税や肥料等の使用制限などが検討されてきました。しかし、2008年9月には、京都議定書など国際的な枠組みに整合的な制度である点などを重視して、農業分野由来GHGを排出量取引制度の枠組みで取り扱うことが決められました。

2010年10月現在では、一部の規程はまだ定められていない段階ですが、現段階でのNZ ETSにおける農業分野由来のGHGの取り扱いの特徴は以下の通りです。

第1に、GHG排出量の算定・報告やNZUの入手・提出といった義務は、乳業メーカー、と畜業者、肥料メーカーなどの加工業者段階（以下、加工業者と略）に課せられている点です。実際にGHGが排出

されている農家ではなく、加工業者がGHG排出量を管理することで、NZ ETSの参加者数を大幅に抑えることが可能になり、検証・確認作業にかかる行政コスト節減等の効果が見込まれます。

第2に、GHG排出量の算定には、活動量と排出係数を用いた簡易な方法が用いられている点です。これは、生乳処理量や食肉加工量などの活動量に、活動量1単位あたりのGHG排出量である排出係数を掛け合わせることでGHG排出量を算定するものです。この算定方法は、加工業者が持っている経営情報のみで対応可能であるため、GHG排出量算定にかかるコストの削減に資するものと考えられます。

第3に、加工業者が政府に提出すべきNZUの90%相当を政府が無償で加工業者に配分する点です。これにより、加工業者は実質的にGHG排出量の10%分のみに対してNZUの入手・提出の義務を負うことになります。

このように、NZ ETSにおける農業分野由来GHG排出の取り扱いでは、加工業者による農業分野由来のGHG排出量管理や簡易なGHG排出量の算定方法採用などの工夫により、制度実施に伴う取引コストを削減する取組が見られました。しかし同時に、これらの取組では、個別の農家によるGHG排出量削減のインセンティブが乏しく、農家段階でのGHG排出量削減が促進されない恐れがあります。また、簡易な方法により算定されたGHG排出量は、実際の排出量や国連に報告するインベントリの排出量と異なる値になることも考えられます。

2015年からの農業分野由来GHGも含んだNZ ETSの本格実施によって、加工業者は①加工業者自体の業務に由来するGHG、②農家が使う燃料に由来するGHG、③農業分野由来のGHG（メタン、一酸化二窒素）に関わるコストを負担することになります。この影響に関して、ニュージーランド農林省や乳業メーカーによる乳製品を対象にした試算では、乳固形分1kgあたり4～7セント程度の生産コスト増が見込まれています。

4 おわりに

本報告で見てきたNZ ETSにおける農業分野由来GHGの取り扱いでは、制度の実行可能性を重視し、加工業者によるGHG排出量の管理や簡易なGHG排出量算定方法の採用など取引費用削減に資する取組が見られました。我が国においても、同様の方策を用いることで農業分野由来のGHGの取引対象化が可能になるとも考えられます。とはいえ、GHG排出量算定の正確さや農家レベルでのGHG排出量削減インセンティブが損なわれかねないことも示唆されたものと考えます。